

【表紙】	
【提出書類】	変更報告書 NO. 7
【根拠条文】	法第27条の25第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	倉田 陽一郎
【住所又は本店所在地】	東京都中央区
【報告義務発生日】	令和 6 年12月20日
【提出日】	令和 6 年12月23日
【提出者及び共同保有者の総数 (名)】	1 名
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	当該株券等に関する担保契約等重要な契約の変更、株券等保有割合の 1 %以上の減少

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	Shinwa Wise Holdings株式会社
証券コード	2437
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所（スタンダード市場）

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

（1）【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	倉田 陽一郎
住所又は本店所在地	東京都中央区
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	無職
勤務先名称	無し
勤務先住所	無し

【法人の場合】

設立年月日	
代表者氏名	
代表者役職	
事業内容	

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	久坂誠治
電話番号	070-5547-2633

（2）【保有目的】

発行会社の代表取締役であり、安定株主として長期保有を目的としております。

（3）【重要提案行為等】

該当事項なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	482,500		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A 737,000	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 1,219,500	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		1,219,500
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		737,000

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和6年11月5日現在)	V	10,736,118
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		10.63
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		14.24

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
令和6年12月4日	普通株式	1,100,000	9.59	市場外	処分	質権実行による処分
令和6年12月20日	普通株式	413,712	3.61	市場外	処分	代物弁済による処分

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

令和2年7月31日締結した三田証券株式会社との証券担保ローン契約に基づき、借入債務の担保として、保有する株式のうち340,000株について担保提供していましたが、当該担保権は令和6年12月20日付で当該借入債務の弁済により、解除されました。その後、同日、提出者とCatalyst Art Investments株式会社との間で、当該340,000株について代物弁済等契約が締結され、同日付で当該代物弁済等契約に基づき代物弁済により、提出者からCatalyst Art Investments株式会社に対し当該340,000株が譲渡されました。

令和6年2月19日締結した株式会社カタリスト・インベストメント・グループ(現Catalyst Art Investments株式会社。以下同じ。)との金銭消費貸借契約に基づき借入を行い、本株式110万株に対し質権設定及び代物弁済の予約をしております。尚、株式会社カタリスト・インベストメント・グループより、合同会社HAMに令和6年6月1日付で債権譲渡した旨の通知を、令和6年6月10日に受領しました。これにより、合同会社HAMのために、本株式110万株に対し質権設定及び代物弁済の予約をしております。提出者は、令和6年12月4日締結したCatalyst Art Investments株式会社及び合同会社HAMとの合意書に基づき、上述の債権譲渡等を遡及的に合意解約し、これにより、本株式110万株の質権者はCatalyst Art Investments株式会社となっています。その後、同日、当該質権が実行され、Catalyst Art Investments株式会社が本株式110万株を取得しました。

令和6年4月25日締結したJUN・ASET株式会社との金銭消費貸借契約に基づき借入。本株式482,500株に対する質権を設定しております。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	129,475
借入金額計(X)(千円)	336,562
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	令和3年9月9日付 株式交換により40,712株を取得
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	466,037

【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)
株式会社グレイシス	コンサルティング業	西川徹也	愛知県名古屋市中区徳川1-8-34	2	20,000
三田証券株式会社(本店)	証券業	門倉健仁	東京都中央区日本橋兜町3-11	2	20,000
Catalyst Art Investments株式会社	投資業	米田岳	東京都港区赤坂一丁目14番5号アークヒルズ・エグゼクティブタワーS901	2	115,625
JUN・ASET株式会社	投資業	小池順子	東京都世田谷区千歳台六丁目16番1号	2	180,937

【借入先の名称等】

名称(支店名)	代表者氏名	所在地